

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	寺田 大輔
【住所又は本店所在地】	千葉県柏市
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2020年3月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社ニチイ学館
証券コード	9792
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	寺田 大輔
住所又は本店所在地	千葉県柏市
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社ニチイ学館 代表取締役社長 森信介
電話番号	03-3291-6875

【訂正事項】

訂正される報告書名	大量保有報告書
訂正される報告書の報告義務発生日	2020年3月12日
訂正箇所	2020年3月13日に提出した大量保有報告書について、記載の一部に誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。

(訂正前)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(2)【保有目的】

相続発生に伴い2020年3月12日遺産分割協議により承継

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

(2)【保有目的】

発行会社の役員であり、経営参加のため安定株主として長期保有を目的としております。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2018年8月17日付で発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、13,450株を取得しております。本契約により取得した株式は、2018年8月17日から2048年8月16日までの間、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。また、そのうち業績目標型につきましては、2018年8月17日から2019年8月16日までの間、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

2019年8月2日付で発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、6,525株を取得しております。本契約により取得した株式は、2019年8月2日から2049年8月1日までの間、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。また、そのうち業績目標型につきましては、2019年8月17日から2020年8月1日までの間、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2018年8月17日付で発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、13,450株を取得しております。本契約により取得した株式は、2018年8月17日から2048年8月16日までの間、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。

2019年8月2日付で発行会社との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、6,525株を取得しております。本契約により取得した株式は、2019年8月2日から2049年8月1日までの間、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。また、そのうち業績目標型につきましては、2019年8月17日から2020年8月1日までの間、当該譲渡制限付株式につき、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができません。